**２０１４年（平成２６年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分野名 | **Ⅱ-2　資源循環型社会の構築** | 施策No. | **1２** | 施策名 | **廃棄物の適正処理の徹底** |

|  |  |
| --- | --- |
| **目的、内容** | 廃棄物の適正処理を徹底する。不適正処理の新規事案は年度内に75%以上解決を図り、長期継続事案も解決を図る。電子マニフェストの普及に取り組むとともに、優良な処理業者の育成につながる顕彰制度導入等の検討を進める。 |
| **副次的効果、外部効果等** | 「健康で安心して暮らせる社会の構築」、「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」に資する。 |
| **関係法令、行政計画等** | 循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、資源有効利用促進法、各個別リサイクル法、大阪府循環型社会形成推進条例、大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例大阪府循環型社会推進計画（2012年3月策定、2015年度まで）大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（2004年3月策定、2016年度まで） |
| **国等の政策、社会情勢等** | ①2011年4月、改正廃棄物処理法が施行された。改正法では、排出事業者の適正処理対策強化、廃棄物処理施設の維持管理対策強化、産業廃棄物処理業の優良化推進、排出抑制の徹底、適正な循環的利用の確保、焼却時の熱利用の促進等が規定された。②2012年12月、2016（H28）年7月までにPCB廃棄物の処理を完了することができない見通しであることから、PCB特措法による処理期間が2027（H39）年度末まで延長。今後、国においてＰＣＢ廃棄物処理基本計画を改訂する予定。③2013年5月、国は「第3次循環型社会形成推進基本計画」を策定。廃棄物の適正処理等を掲げる。 |
| **施策実施に要したコスト**（職員人件費を除く） | 事業のコスト（千円） | 2011年度（決算額） | 2012年度（決算額） | 2013年度（決算見込額） |
| 環境目的の | 本施策が主たる目的であるもの | 84,927  | 76,140  | 121,232  |
| 事業費 | 本施策が従たる目的であるもの | 120  | 115  | 115  |
| 環境以外の目的を含む事業費 | 0 | 0 | 0 |
|  |
| **取組指標及び実績**（施策効果の定量評価） |  | 名称 | 把握方法 | 実績 |
| ① | 産業廃棄物の不適正処理件数 | 年度内の府所管区域における不適正処理事案の把握件数。 | 316件（2011年度）、307件（2012年度）、286件（2013年度）3ケ年とも新規事案は年度内に75%以上解決するとともに、長期継続事案も解決を図っている。 |
|  |
| **工程表の進捗状況** | 工程名 | 進捗状況※ | 主な事業の名称 | 事業の実施状況 |
| [処理] | 排出事業者による適正処理の徹底 |  |  |  |
|  |  | 多量排出事業者制度の評価手法の確立 | ☆☆ | 多量排出事業者制度の推進 | 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画、実施状況報告書の提出を指導。府所管域計画策定事業者数（工場･事業場）：のべ208事業所（2013年度） |
|  |  | インターネット等による公表制度の確立 | ☆☆ |  | 廃棄物処理法に定める多量排出事業者に対し、産業廃棄物の減量などに関する計画書等の作成について指導を行うとともに、提出された計画書等について、順次大阪府ホームページにおいて公開。 |
|  |  | 事業者による減量化や適正処理に向けたPDCAサイクルの確立促進 | ☆☆ |  | 多量排出事業者に対する計画書の公表や処理実績を踏まえた助言等を通じた減量化等の取り組みを促進するとともに、その他の排出事業者へも、マニフェスト交付状況報告書の確認、立入検査等により産廃の減量化・適正処理について指導 |
|  |  | 業界団体と連携した法規制等の周知徹底 | ☆☆ | 産業廃棄物排出事業者向け説明会（出前講座） | 業界団体等と連携した出張説明会の実施。2013年度12回実施 |
|  |  | 電子マニフェスト普及（2015年度に多量排出事業者（製造業等）、公共の普及目標100%） | ☆ | 電子マニフェスト使用の周知啓発 | 立入時や説明会の場などにおいて、電子マニフェストの使用を啓発加入者数：排出事業者5,028（2013年度末）、3,512（12年度末）、2,946（11年度末）普及率：多量排出事業者（製造業等）、公共　３０％（２０１３年度末現在） |
| [処理] | 優良な処理業者の育成 |  |  |  |
|  |  | 優良処理業者の顕彰制度の導入等の検討、顕彰の実施 | △ | 優良産廃処理業者認定制度の運用 | 新環境総合計画策定後に施行された廃棄物処理法改正法に基づき、事業の透明性、環境配慮の取り組み、財務体質の健全性など優良基準に適合する産廃処理業者を認定する制度を運用。201４年2月時点で1８６業者を認定 |
|  |  | 混合廃棄物の中間処理場での分別、再資源化の徹底 | ☆☆ | 産業廃棄物処理指導監督における指導 | 立入検査等において、混合廃棄物の分別・再資源化の徹底を指導。 |
| [処理] | 有害廃棄物の適正処理の徹底 |  |  |  |
|  |  | PCB廃棄物の適正処理（2016年7月処理完了） | ☆ | 「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づくPCB廃棄物の適正処理の推進 | 高圧機器等処理進捗率：78.9%（2013年度末）、73%（12年度末）国と共に拠出した基金により中小企業の負担を軽減微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業（2012年度まで）：絶縁油のPCB測定費用の補助を実施 |
|  |  | アスベスト廃棄物の適正処理（建築物解体作業等におけるアスベスト廃棄物の適正処理の徹底、円滑な処理体制の確保の点検） | ☆☆ | 産業廃棄物処理指導監督における指導 | 建築物解体工事現場に対する指導の実施立入検査件数　5件（2011年度）、43件（2012年度）、100件（2013年度） |
|  |  | 関係団体連携による感染性廃棄物の適正処理の徹底 | ☆☆ | 産業廃棄物排出事業者向け説明会（出前講座） | 医師会等と連携した感染性廃棄物適正処理に関する説明会の実施。2013年度6回実施 |
|  |  | 焼却施設におけるダイオキシン類対策 | ☆☆ | 一般廃棄物処理指導監督における指導 | 市町村等の一般廃棄物焼却施設への立入検査の実施立入検査件数　24件（2011年度）、24件（2012年度）、24件（2013年度） |
| 産業廃棄物処理指導監督における指導 | 焼却施設を有する事業者に対する指導の実施立入検査件数　32件（2011年度）、21件（2012年度）、20件（2013年度） |
| [処理] | 不適正処理の未然防止、警察と連携等による迅速な解決 | ☆☆ | 監視体制強化事業 | 警察と連携した監視パトロールによる不適正処理の発見と是正指導（2013年度の立入検査等の件数：746件） |
| 放置自動車対策推進事業 | 条例に基づき府所有・管理地の放置自動車について所有者等への撤去を指導し、撤去されない場合に府が撤去を行った。府域の放置自動車確認件数及び自主撤去率は　23年度 746台（自主撤去率52％）、24年度 639台（自主撤去率48％）確認件数が統計上最多であった平成13年度の8,138台（自主撤去率19％）に比べると大幅に改善している。 |
| [最終処分] | 最終処分量の大幅な低減と最終処分場の安定的な確保（次期広域処分場確保に向けた検討・調整、安定的な確保） | ☆☆ | 広域廃棄物処分場整備促進 | 「広域臨海環境整備センター法」に基づき、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）を推進（2013年度から、次期計画の具体化を目指して検討している。） |
|  | ※進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗／☆☆計画どおり／☆計画以下の進捗／△計画とは異なる事業内容で進捗 |
| **評価** |  | 評価 | 理由等 |
| 施策目的の達成状況 | 順調に推移している | 不適正処理件数は減少傾向を示している。 |
| 事業・工程の進捗状況 | 一部は計画以下の進捗 | ・電子マニフェストの普及は、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の３者が電子マニフェストに切り替えることで初めて機能すること、マニフェストの交付枚数の少ない排出事業者や小規模の産廃処理業者にとっては、利用料金の割に導入メリットが小さく導入を躊躇していること等から、その利用が進みにくい状況にある（2013年度末　全国平均35％）。なお、排出事業者が紙マニフェストについても交付等状況報告を毎年度行うことにより、マニフェスト交付排出事業者の処理状況を把握し、事業所への指導を行っており、施策目的達成に向け順調に取り組んでいるところ。・PCB廃棄物の処理は国の処理期限延長の扱いもあり、計画の工程表以下の進捗。2014年6月、国のＰＣＢ廃棄物処理基本計画が変更されたため、府の処理計画については2014年度中に変更案を作成する。2015年度から安定器等の処理がJESCO北九州事業所で始まるなど、PCB廃棄物の処理体制も見直しが行われている。 |
| **計画見直し又は改善事項** |  | 見直し・改善点の有無 | 見直し・改善点の内容等 |
| 目標 | 有 | 2020年度目標：産業廃棄物の最終処分量48万トン以下 |
| 施策の方向・主な施策 | 有 | 製造業等事業者について、PCB廃棄物、電子マニフェストの取組みを含め、施策目的の達成に向けてより確実かつ効率的に推進するよう見直しを検討。建設業者については引続き、建設業者を対象に実施する建設リサイクル法説明会、産業廃棄物処分業許可申請手続等の機会を捉えて、電子マニフェストの導入促進に向けて周知・啓発を行う。 |
| 工程表 | 有 |
| その他の改善事項 | 無 |  |
| **関係課室** | 循環型社会推進室、環境管理室 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **環境総合計画部会委員による点検（所見）** | 点検評価手法の適正さについて | 評価結果について | 計画の見直し又は改善方針について |
| 概ね妥当であるが、放置自動車対策推進事業については実施内容を具体的に記述すべき。※対応・修正済 | 概ね妥当である。 | 概ね妥当である。なお、電子マニフェストについては、府の役割ではないが、無料アプリを普及させて大幅に利便性を上げるようなことでもしなければ、今以上の普及拡大は難しいのではないか。 |